

はじめに

障害者権利条約が批准、発効されてから二年が過ぎ、本年 4 月 1 日より、障害者差別解消法が施行されます。この障害者差別解消法の基本方針に基づき国は各省庁の対応要領を定め、所管する分野に対しては、対応指針が策定されているところです。

府中市においても、“みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち”を実現し、障害はあってもなくても一人ひとりが尊重され、輝ける社会となるよう府中市役所が率先して取り組むことが望まれます。このため府中市障害者等地域自立支援協議会では、今期の協議会において、「差別解消法対応部会」を設置し、協議を重ね、『対応要領(案)』を作成いたしました。

以前より、様々なご配慮をさせていただいておりますが、例えば、職員の採用の際になお一層の合理的配慮をしていただくことや、職員の研修の際に障害当事者や家族を招聘して、より理解を深めていただくなど、更なる工夫をしていただければ幸いです。また、府中市職員のみならず、広く府中市民や事業者にも広めていただくことで、より良い社会の構築につながると考えております。

府中市におかれましては、この、『対応要領(案)』を積極的に取り入れていただき、今後の市政運営に反映していただくことを期待しております。

平成 28 年 2 月

府中市障害者等地域自立支援協議会会長 河井 文